

行政による経済的不利益賦課制度についての主な論点

(消費者被害事案への対応という観点からの課題)

I 事業者に対して、国に一定の金銭を納付することを命じる方法

- 1 違法行為により得た収益とは一応切り離された形で、抑止のため、一定の金銭（賦課金）の納付を行政処分で命じる方法

【既存の制度】

課徴金制度（独占禁止法、金融商品取引法、公認会計士法）

【既存の制度に係る論点の確認】

○ 制度の趣旨・目的について

現行の課徴金制度の趣旨・目的については、違反行為の抑止等と説明されている。

○ 刑罰との関係について

独占禁止法上の課徴金と刑罰との関係について、判例上、二重処罰禁止、適正手続保障等に反するものではないとされている。

○ 民事上の請求権との関係について

独占禁止法上の課徴金について、裁判例上、民事上の請求権（不当利得返還請求権）に影響を及ぼすものではないとされている。

○ 非裁量的・画一的な制度であることについて

- ・ 独占禁止法上の課徴金制度は、非裁量的・画一的な制度として設計されている。
- ・ 金融商品取引法上の課徴金制度も、非裁量的・画一的な制度として設計されている。
- ・ 公認会計士法上の課徴金制度は、裁量性が一部導入された制度として設計されている。

○ 調査権限について

課徴金納付命令を行う場合、どのような調査が必要と考えられるか。

- **手続保障について**
課徴金納付命令を行う場合、どのような手続保障が必要と考えられるか。
- **徴収手続等について**
課徴金納付命令を行う場合、どのような徴収手続等が適切と考えられるか。

【消費者行政分野への導入を検討するにあたっての論点】

- **必要性（立法事実）について**
必要性(立法事実)についてどのように考えるか。
- **制度の趣旨・目的について**
制度の趣旨・目的をどのように考えるか。
- **要件等について**
納付命令の要件、納付を命ずる金銭の額(水準、算定方法等)をどのように考えるか。
- **刑罰との関係について**
刑罰との調整が必要か。
- **民事上の請求権との関係について**
民事上の請求権(個々の被害者の民事上の請求権)との調整が必要か。
- **裁量性について**
非裁量的・画一的な制度とするか。
- **調査権限について**
どのような調査が必要か。
- **手続保障について**
どのような手続保障が必要か。
- **徴収手続等について**
どのような徴収手続等が適切か。

2 違法行為により得た収益額に相当する金銭の納付を行政処分で命じる方法（違法行為により得た財産そのものを国庫に帰属させる方法を含む。）

【既存の制度】

収益額に相当する金銭の納付を行政処分で命じる仕組みはない。

【参考となる制度】

刑法の没収・追徴

組犯法の没収・追徴、被害回復給付金支給制度

麻薬特例法の没収・追徴

【消費者行政分野への導入を検討するにあたっての論点】

○ 制度の趣旨・根拠について

- ・ 収益額に相当する金銭の納付を行政処分で命じる既存の制度はなく、行政がこのような処分をする制度を創設することは可能か。
- ・ 収益額に相当する金銭の納付を命じる行政処分の法的性格について、どのように考えるべきか。

○ 手続保障について

どのような手続保障が必要と考えられるか。

○ 刑罰との関係について

刑罰との調整をどのように考えるか。

○ 民事上の請求権との関係について

被害者の民事上の請求権との調整をどのように考えるか（違法行為により得られた収益額は、被害者の損害額であるといえる。）。

○ 制度の運用可能性・実効性について

- ・ 「収益」の額について、どのように考えるか（売上額そのものではなく経費を控除した額か、経費の範囲をどのように考えるか等。）。
- ・ 実際の事案で、「収益」の額を簡易・迅速に算定することは可能か。

II 事業者に対して、被害者に金銭を直接返還することを命じる方法

1 違法状態の是正・回復を命じる行政処分を行う方法

⇒ 財産の隠匿・散逸防止策としての行政による被害金額返還命令制度の導入において検討

2 行政の申立てにより裁判所が差止命令、被害回復命令を行う制度

⇒ 財産の隠匿・散逸防止策としての行政の申立てによる裁判所の差止命令、被害回復命令制度の導入において検討

III その他

1 調査に応じない事業者に対して金銭を賦課する制度

【既存の制度】

調査に応じない事業者に対して、行政が金銭を賦課する制度はない。

【参考となる制度】

行政刑罰としての罰金

行政上の秩序罰（過料）

【参考となる制度（行政上の秩序罰としての過料）に係る論点の確認】

○ 手続保障について

法律の規定に基づく過料の裁判手続は、特段の定めがない限り、非訟事件手続法によるとされているが、手続保障の見地からの議論がある。

○ 刑罰との関係について

刑罰と過料の併科が許容されるとされているが、高額の過料を科す場合は比例原則の観点からの検討が必要との指摘もある。

○ 実効性について

過料が任意に納付されない場合に、いかにして実効性を担保するかという問題が指摘されている。

【消費者行政分野への導入を検討するにあたっての論点】

○ 制度の趣旨・根拠について

- ・ 調査に応じない事業者に対して、行政が金銭を賦課する既存の制度はなく、行政がこのような処分をする制度を創設することは可能か。
- ・ 調査に応じない事業者に対して行政が金銭を賦課する行政処分の法的性格について、どのように考えるべきか。

○ 手続保障について

どのような手続保障が必要と考えられるか。

○ 刑罰との関係について

刑罰との併科が許容されるか。

○ 実効性について

任意に納付されない場合に、いかにして実効性を担保するか。

2 違法行為の是正命令に従わない場合に金銭的賦課を行う制度

【参考となる制度】

執行罰

【参考となる制度（執行罰）に係る論点の確認】

○ 手続保障について

執行罰については、手続保障の見地からの議論がある。

○ 刑罰との関係について

執行罰と刑罰との関係(両者を併科し得るか、併科するとして両者の調整を行うか等)について、どのように整理できるか。

○ 実効性について

執行罰が任意に納付されない場合に、いかにして実効性を担保するか。

【消費者行政分野への導入を検討するにあたっての論点】

○ 制度の趣旨・根拠について

違法行為の是正命令に従わない場合に行政が金銭的賦課を行う行政処分の法的性格について、どのように考えるべきか。

- 手続保障について
どのような手続保障が必要と考えられるか。
- 刑罰との関係について
刑罰との関係(両者を併科し得るか、併科するとして両者の調整を行うか等)について、どのように整理するか。
- 実効性について
任意に納付されない場合に、いかにして実効性を担保するか。

IV 行政による賦課金の徴収等が困難になる場合に、財産を特定して保全する方法

【既存の制度】

国税の税額確定前の保全手続

【参考となる制度】

組犯法及び麻薬特例法の没収保全・追徴保全

【消費者行政分野への導入を検討するにあたっての論点】

- 財産を特定して保全する方法が必要と考えられるのは、どのような事案か。
その場合、行政による賦課金(当該賦課金の納付命令、額等)の確定前(納付義務の発生前)に、財産を特定して保全(隠匿・散逸防止のための保全)をすることが可能か。
- 要件、保全の方法についてどのように考えるべきか。
- 手続保障についてどのように考えるべきか。
- 調査についてどのように考えるべきか。
- 必要な体制について、どのように考えるべきか。

- 民事上の請求権（消費者の損害賠償請求権等）との調整をどのように整理するか。